

法人に係る積立金の処分方針

1 基礎事項

- (1) 平成 24 年度において、設立団体の長である熊本県知事は、公立大学法人熊本県立大学の積立金の処分(次期中期目標期間における業務の財源に充てることの承認等)について方針を決定する必要がある。〔地方独立行政法人法第 40 条第 4 項等〕
- (2) 平成 23 年度期首の目的積立金残高は、約 3 億 100 万円。
〔公立大学法人熊本県立大学平成 22 事業年度財務諸表〕
- (3) 平成 23 年度、目的積立金について約 1 億 900 万円の取り崩しがあり、また、当期総利益が約 6400 万円であったため、平成 23 年度期末の積立金残高は総額約 2 億 5600 万円となった。

※処分手続については、資料 2 - 3 「剰余金の処理及び積立金の処分の流れ」参照

2 積立金の処分方針の検討

- (1) 平成 18～22 年度までの剰余金(約 3 億 100 万円)については、各年度の業務実績評価で経営努力により生じたものと認めてきた。

【参 考】

先行公立大学(7 大学)の全てが、目的積立金相当額及び経営努力認定額分について、次期中期目標期間における業務の財源に充てることを認めている。

- (2) 法人は、この積立金を活用して、第 2 期中期目標期間(平成 24～29 年度)において計画的な教育研究機器の更新による教育研究環境の向上を予定している。
【機器更新計画額 約 4 億 2000 万円(H24～H29 合計)】
- (3) 積立金を次期中期目標期間の業務の財源に充てることは、地方行政独立法人に対して、経営努力へのインセンティブを与えることとなる。

3 処分方針(案)

平成 23 年度当期の総利益に係る経営努力等を精査し、下記のいずれかに該当する積立金については次期中期目標期間の業務に充てることを承認する。

記

- (1) 平成 18～平成 22 年度までに目的積立金として積み立てられた額及び最終事業年度において経営努力によるものと認められる額
- (2) 災害等法人の責に帰さない理由により期中の使用が不可能となった額で、かつ、次期中期目標期間において執行が予定される額

4 平成 23 年度の経営努力認定について

(1) 経営努力認定の基準（会計基準第 7 2 関係）

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益による利益
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益
- ③ その他法人において経営努力によることを立証した利益

(2) 経営努力として認められないもの

本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したものと認められるもの

(例)

- ・ 学生収容定員に対し在籍者が一定率（国立大学法人に準じ 90%）を下回った場合の授業料の不足相当額
- ・ 受験者数が募集定員に満たなかった場合の検定料の不足相当額

(参考)

公立大学法人熊本県立大学の状況

(学生収容定員に対する在籍者の割合 H23. 5. 1 現在)

	総定員	在籍者数	充足率
学 部	1,920	2,127	110.8%
大学院	133	141	106.0%
合 計	2,053	2,268	110.5%

(平成 24 年度の入試状況)

	入学定員	志願者数	受験者数
学 部	480	2,176	1,590
大学院	61	58	57
合 計	541	2,234	1,647

(3) 経営努力認定について

公立大学法人熊本県立大学においては、平成 23 年度中、在籍者数及び受験者数とも定員を上回り、授業料をはじめとする自主財源を確保し、教育、研究、地域貢献等法人として行うべき業務を適切に実施していることから、平成 23 年度の当期総利益は経営努力によるものと認められる。

5 積立金処分について

次の積立金について、次期中期目標期間の業務に充てることを承認する。

- (1) 平成 18～平成 22 年度までに目的積立金として積み立てられた額 192,105,901 円
最終事業年度において経営努力によるものと認められる額 64,166,045 円
- (2) 災害等法人の責に帰さない理由により期中の使用が不可能となった額で、
かつ、次期中期目標期間において執行が予定される額 0 円

積立金合計：256,271,946円